

# 外国人従業員のマイナンバー 管理 要点まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

## 外国人従業員のマイナンバー付番の条件

- 在日外国人も住民登録すればマイナンバーが付番される
- 対象は「中長期在留者」：在留期間3か月超・住居地登録などが条件
- 観光等の短期滞在者は対象外

## 外国人従業員の雇用管理上の注意点

- 採用時にマイナンバーと在留カードの確認が推奨される
- マイナンバーがない場合、不法就労の可能性あり
- 不法就労者を雇用した企業は、知らなくても処罰対象となる

## マイナンバー付番の流れ

1. 在留カード交付
2. 市区町村で住民登録（入国後14日以内）
3. 居住地にマイナンバー通知書が届く

## マイナンバーは帰国しても変更されない

- 一度付番されると再来日しても番号は同じ
- 番号の確認手段として、住民票やマイナンバーカードの保管が有効

## マイナンバーカードの発行申請方法（外国人も対象）

申請方法	概要
スマートフォン	QRコード読み取り → 顔写真撮影・入力 → 送信
パソコン	顔写真データを添付しWebから申請
郵送	交付申請書に記入・写真添付 → 封筒で郵送
証明写真機	対応機器からQRコード読取・撮影 → 送信

## カード受取と本人確認

- 市区町村から「交付通知書」が届き、役所で暗証番号設定後に受取
- カードは本人確認書類や電子申請等に使用可能

## 外国人従業員の雇用管理上の注意点

- パソコンから在留期間更新等のオンライン申請が可能
- 必要機器：PC、ICカードリーダー、JPKIクライアントソフト（無料）
- 海外からの申請は不可